

西脇市競争入札参加資格審査申請受付要領

- 1 受付期間 **令和6年4月10日(水)から5月7日(火)までの平日**
※申請期間を過ぎると受付できません。
- 2 受付方法 **郵送又は持参**
※5月7日(火)必着
- 3 受付時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- 4 受付場所 〒677-8511 兵庫県西脇市下戸田 128番地の1
西脇市役所3階 都市経営部 管財課
- 5 有効期間 受付日から令和7年3月31日まで
令和6年度有効 -追加受付-
- 6 提出書類
別表のとおり
※提出書類に不備がある場合は、受付できません。
※必ず別表の順に並べ、ホッチキスで左側3か所を綴じること
(フラットファイルに綴じないこと。)ホッチキスどめが無
理な場合は、クリップ等での提出も可とします。
- 7 お問合せ先
西脇市 都市経営部 管財課(管財担当)
(電話) 0795-22-3111 内線 3012、3017
- 8 その他
 - (1) 本資格は、西脇市が執行する指名競争入札及び制限付一般競争入札の参加資格要件になります。
 - (2) 申請時によくある質問、申請内容の変更方法などの詳細は、西脇市ホームページ(<http://www.city.nishiwaki.lg.jp>)の事業者向け>入札・契約・支払 をご覧ください。

別表

(○印は提出が必要な書類、△印は該当する場合のみ必要)

	提出書類	備考		発行機関	法人	個人
1	資格審査申請書				○	○
2	委任状 (西脇市様式1)	委任する場合のみ 代表者以外の者(支店長、営業所長等)を受任者として、その者の名で西脇市と取引を行う場合に必要			△	△
3	営業所一覧表 (西脇市様式2)	営業所等がある場合のみ 会社案内等で代替してもよいが、記載箇所がわかるようにすること。			△	△
4	使用印鑑届 (西脇市様式3)	実印と使用印の両方を押印すること。			○	○
5	印鑑証明書 ※請求時に「印鑑登録証(カード)」が必要。 ※請求時に「印鑑登録証(カード)」が必要。	法人	代表者印 <u>令和6年2月1日以降</u> に発行されたもの 写しでよい。	法務局	○	
		個人	<u>令和6年2月1日以降</u> に発行されたもの 写しでよい。	市町村 (西脇市の場合は戸籍住民課)		○
6	納入実績一覧表 (西脇市様式4)	会社案内等で代替してもよいが、記載箇所がわかるようにすること。			○	○
7	許可・免許証等	許可又は認可等が必要な場合。有効期限内のもの。写しでよい。			△	△

提出書類		備考		発行機関	法人	個人
8	履歴事項全部証明書(登記簿謄本)	法人	<p><u>令和6年2月1日以降</u>に発行されたもの</p> <p>写しでよい。</p>	法務局	○	
	身分証明書 ※パスポートや運転免許証を指す「身分証明書」とは意味が違います。	個人	<p>次の通知を受けていないという内容を証明するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁治産又は準禁治産の宣告の通知 ・後見の登記の通知 ・破産宣告又は破産手続開始決定の通知 <p><u>令和6年2月1日以降</u>に発行されたもの</p> <p>写しでよい。</p>	本籍地の市町村 (西脇市の場合は戸籍住民課)		○
9	誓約書 (西脇市様式5)	代表者名及び実印で記載のこと。			○	○
10	暴力団排除に関する誓約書 (西脇市様式6)	代表者名及び実印で記載のこと。			○	○
11	国税納税証明書	滞納の有無がわかるもの。写しでよい。 ※納税の猶予を受けている場合は、「納税の猶予許可通知書」又は「納税証明書(その1)」等の写しを提出してください。 <u>令和6年2月1日以降</u> に発行されたもの 直近1か年分で可				
		法人	様式「その3の3」 (法人税、消費税及び地方消費税)	税務署	○	
		個人	様式「その3の2」 (申告所得税、消費税及び地方消費税)	税務署		○

	提出書類	備考	発行機関	法人	個人	
12	市税納税証明書 ※注意事項参照	西脇市内に事業所等がある法人及び個人は提出のこと。滞納の有無がわかるもの。写しでよい。 ※納税の猶予を受けている場合は、徴収の猶予を受けていることが確認できる書類を提出してください。 令和6年2月1日以降 に発行されたもの 直近2か年分を提出のこと。				
		法人	固定資産税、法人市民税、その他市税全て	西脇市 税務課	○	
		個人	市県民税、固定資産税、国民健康保険税、 軽自動車税（種別割）	西脇市 税務課		○
13	経営規模等総括表 （西脇市様式7）			○	○	
14	長3返信用封筒 ※84円切手貼付済	郵送時のみ同封のこと（受付票又は不足書類一覧返送用）。		○	○	

（提出書類以上）

■ 注意事項

- 1 有効期間について
今回の受付は、令和6年度有効の追加受付です。

- 2 市税納税証明書について
 - (1) 西脇市内に本店を有する者（＝市内業者）は、当該事業所等の西脇市税関係一式の「納税証明書」を添付してください。

 - (2) 西脇市外に本店を有する者で、西脇市内に支店・営業所等を有する者は、当該事業所等の西脇市税関係一式の「納税証明書」を添付してください。

 - (3) 西脇市外に本店を有する者で、西脇市内に支店・営業所等を有し、かつ、入札及び契約等の権限を当該支店・営業所等に委任した者（＝準市内業者）は、当該事業所等の西脇市税関係一式の納税証明書が発行できないときは、同じく税務課が発行する「営業証明」を添付してください。

- 3 各種証明書の発行について
納税証明書や身分証明書などの証明書の発行については、ご本人（法人の場合は代表者本人）が窓口に来られない場合、ご本人（又は法人の代表者）の委任を受けた代理人の方が委任状を提出して手続きを行ってください。